

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 19 年 3 月 23 日 (金) 号外第 46 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 教委規則	現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則 (2) (教育総務課) 2
	鳥取県立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則 (3) (高等学校課) 5
	鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則 (4) (〃) 7
	鳥取県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する規則を廃止する規則 (5) (教育総務課) 8

教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月23日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第2号

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																
<p>(給与からの控除)</p> <p><u>第7条 職員の給与の支給に際しては、その給与から給与条例第16条の13各号に掲げるものの額を控除することができる。</u></p> <p>(雑則)</p> <p>第8条 略</p> <p>別表第2(第2条、第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">級 別 職 務 分 類 表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の級</th> <th style="width: 85%;">職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td>自動車整備士、運転士、現業主事又は学校技能主事の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td>困難な業務を行う自動車整備士、運転士、現業主事又は学校技能主事の職務</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	職 務	1 級	自動車整備士、運転士、現業主事又は学校技能主事の職務	2 級	困難な業務を行う自動車整備士、運転士、現業主事又は学校技能主事の職務	略		<p>(雑則)</p> <p>第7条 略</p> <p>別表第2(第2条、第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">級 別 職 務 分 類 表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の級</th> <th style="width: 85%;">職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td>自動車整備士、運転士、<u>ボイラ技士</u>、現業主事又は学校技能主事の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 級</td> <td>困難な業務を行う自動車整備士、運転士、<u>ボイラ技士</u>、現業主事又は学校技能主事の職務</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	職 務	1 級	自動車整備士、運転士、 <u>ボイラ技士</u> 、現業主事又は学校技能主事の職務	2 級	困難な業務を行う自動車整備士、運転士、 <u>ボイラ技士</u> 、現業主事又は学校技能主事の職務	略	
職務の級	職 務																
1 級	自動車整備士、運転士、現業主事又は学校技能主事の職務																
2 級	困難な業務を行う自動車整備士、運転士、現業主事又は学校技能主事の職務																
略																	
職務の級	職 務																
1 級	自動車整備士、運転士、 <u>ボイラ技士</u> 、現業主事又は学校技能主事の職務																
2 級	困難な業務を行う自動車整備士、運転士、 <u>ボイラ技士</u> 、現業主事又は学校技能主事の職務																
略																	

(現業職員就業規則の一部改正)

第2条 現業職員就業規則(昭和45年鳥取県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削

る。

改 正 後	改 正 前
<p>(旅費)</p> <p>第5条 職員に対し支給する旅費については、<u>職員の旅費等に関する条例</u>（昭和45年鳥取県条例第48号）の規定の適用を受ける者の例によるものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(旅費)</p> <p>第5条 職員に対し支給する旅費については、<u>職員の旅費に関する条例</u>（昭和45年7月鳥取県条例第48号。<u>以下「条例」という。</u>）の規定の適用を受ける者の例によるものとする。</p> <p>2 略</p>

(現業職員の給与の特例に関する規則の一部改正)

第3条 現業職員の給与の特例に関する規則（平成17年鳥取県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料月額の特例)</p> <p>第2条 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号。以下「現業給与規則」という。）の適用を受ける現業職員（以下「職員」という。）の給料月額は、現業給与規則第2条第1項並びに第3条第5項及び第6項、現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鳥取県教育委員会規則第2号）附則第7項並びに現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鳥取県教育委員会規則第15号）附則第6項及び第7項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた給料の月額（以下「給料基礎額」という。）から当該額に<u>100分の3</u>（その職務の級が1級である職員のうちその号給が38号給以下であるもの（以下「特定職員」という。）にあっては、<u>100分の2</u>）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、給料基礎額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 現業給与規則第8条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第16条第2項に規定する勤</p>	<p>(給料月額の特例)</p> <p>第2条 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号。以下「現業給与規則」という。）の適用を受ける現業職員（以下「職員」という。）の給料月額は、現業給与規則第2条第1項並びに第3条第5項及び第6項、現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鳥取県教育委員会規則第2号）附則第7項並びに現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則（平成18年鳥取県教育委員会規則第15号）附則第6項及び第7項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた給料の月額（以下「給料基礎額」という。）から当該額に<u>100分の4</u>（その職務の級が1級である職員のうちその号給が38号給以下であるもの（以下「特定職員」という。）にあっては、<u>100分の3</u>）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、給料基礎額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 現業給与規則第7条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第16条第2項に規定する勤</p>

務1時間当たりの給与額	務1時間当たりの給与額
-------------	-------------

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

鳥取県立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月23日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第3号

鳥取県立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校授業料等減免規則(昭和26年鳥取県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(様式の表示を除く。以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(様式の表示を除く。)に改める。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動様式」という。)に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下「移動後様式」という。)が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動様式を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、県立高等学校の授業料(通信制の課程にあつては、受講料。以下同じ。)、入学料及び入学選抜手数料の減免の手続その他の事項について定めるものとする。</p> <p>(減免の願い出)</p> <p>第2条 授業料の減免を受けようとする者(鳥取県立高等学校学則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号。第4条において「学則」という。))第28条第3項又は鳥取県立高等学校通信教育規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第12号。第4条において「通信教育規則」という。))第26条第3項の規定により退学の処分を受けた者(以下「退学処分者」という。))を除く。)は授業料減免願書(様式第1号)に市町村長が証明する所得課税証明書を添え、入学料又は入学選抜手数料の減免を受けようとする者は入学料減免願書(様式第2号)又は入学選抜手数料減免願書(様式第3号)により学校長に願い出なければならない。ただし、非常災害により提出が困難な場合は、この限りでない。</p> <p>(届出)</p> <p>第5条 授業料の減免を受けている者は、知事規則第2条の減免事由に該当しなくなったときは、直ちに、授業料減免辞退届(様式第4号)を学校長に提出しなければならない。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、県立高等学校の授業料(通信制の課程にあつては、受講料。以下同じ。)、入学料及び入学選抜手数料の減免の手続その他の事項について定めることを目的とする。</p> <p>(減免の願い出)</p> <p>第2条 授業料の減免を受けようとする者(鳥取県立高等学校学則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号。第4条において「学則」という。))第28条第3項又は鳥取県立高等学校通信教育規則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第12号。第4条において「通信教育規則」という。))第26条第3項の規定により退学の処分を受けた者(以下「退学処分者」という。))を除く。)は授業料減免願書(様式第1号)に世帯調査書(様式第2号)を添え、入学料又は入学選抜手数料の減免を受けようとする者は入学料減免願書(様式第3号)又は入学選抜手数料減免願書(様式第4号)により学校長に願い出なければならない。ただし、非常災害により提出が困難な場合は、この限りでない。</p> <p>(届出)</p> <p>第5条 授業料の減免を受けている者は、知事規則第2条の減免事由に該当しなくなったときは、直ちに、授業料減免辞退届(様式第5号)を学校長に提出しなければならない。</p>

様式第1号(第2条関係)

授 業 料 減 免 願 書			
出 願 者	略	略	
	在学高 等学校	高等学校	課程 科 第 学年
略			

注 略

様式第1号(第2条関係)

授 業 料 減 免 願 書			
出 願 者	略	略	
	在学高 等学校	高等学校	課程 科 第 学年
	学資の給付 貸与等の状 況	名称 ()貸与	給付 受給中・出願中 出願予定
略			

注 略

様式第2号(第2条関係)

世帯調査書										
世 帯 主	氏 名	印	出 願 者 の 続 柄	出 願 者	氏 名	年 齢	在学高等 学校名			高 等 学 校 科 第 学 年
	住 所									
世帯主と の続柄	氏 名	年 齢	年 中 の 所 得 額	左の所得 の種別	市町村民税課税額		均等割	所得割		
上記の記載事項に相違ありません。 年 月 日										
市町村長 印										

注：太線枠内は申請者が記入すること。
家族全員について証明をお願いします。

様式第2号(第2条関係) 略

様式第3号(第2条関係) 略

様式第3号(第2条関係) 略

様式第4号(第2条関係) 略

様式第4号(第5条関係) 略

様式第5号(第5条関係) 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県立高等学校授業料等減免規則の規定に基づき作成されている用紙は、改正後の鳥取県立高等学校授業料等減免規則の規定にかかわらず、所要の調整をした上で使用することができる。

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月23日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第4号

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校学則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県立高等学校（以下「学校」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定時制の課程と通信制の課程との併修）</p> <p>第26条 定時制の課程の生徒は、当該学校の通信制の課程又は他の高等学校の通信制の課程において各教科に属する科目の一部の科目（以下「通信教育科目」という。）について履修しようとするときは、当該定時制の課程を置く学校の校長の許可を受けなければならない。ただし、当該定時制の課程を置く学校の校長が編成した教育課程に設けられた通信教育科目を履修する場合には、この限りでない。</p> <p>2 定時制の課程を置く学校の校長は、前項本文の許可をしたときは、通信教育受講許可書（様式第12号）を当該生徒に交付しなければならない。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県立高等学校（以下「学校」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（定時制の課程と通信制の課程との併修）</p> <p>第26条 定時制の課程の生徒は、当該学校の通信制の課程又は他の高等学校の通信制の課程において各教科に属する科目の一部の科目について履修しようとするときは、当該定時制の課程を置く学校の校長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 定時制の課程を置く学校の校長は、前項の許可をしたときは、通信教育受講許可書（様式第12号）を当該生徒に交付しなければならない。</p>

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

鳥取県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成19年3月23日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第5号

鳥取県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する規則を廃止する規則

鳥取県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する規則（平成11年鳥取県教育委員会規則第13号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 廃止前の鳥取県教育委員会規則の形式を左横書きに改正する規則（以下「旧規則」という。）の規定により形式の変更並びに用字及び用語の整理が行われた旧規則第1条第1項に規定する既存規則については、旧規則の規定は、この規則の施行の日以後もなおその効力を有する。